



Super Smart City
UTSUNOMIYA SDOs

宇都宮市は事業の高度化を目指す
企業を応援しています

申請は
6/30
まで

中小企業向け
高度化設備 設置補助金
補助額 最大**1,000万円**

宇都宮 高度化 補助金

この制度は、がんばる中小企業を応援するために、企業の方が技術の高度化・合理化を促進する目的で設置した機械設備の一部に補助を行うものです。

また、市内企業の脱炭素化を支援するため、SBT認定企業については、補助率の2%上乗せを実施致します。

補助金の名称	中小企業高度化設備(※1)設置補助金
対象地域	市内全域
対象事業・業種	市内で事業を営む製造業, 特定サービス業者(※4)又は宇都宮市リーディング企業(※5)で <u>市税を滞納していない</u> 中小企業者(※2)
対象設備	令和7年度 償却資産課税台帳に新たに登録された設備 [設備設置日] 令和6年1月2日～令和7年1月1日のもの
補助金の 内容・条件	新設・増設した設備の取得価格の3%を助成 ① 1台(基)あたりの取得価格が300万円以上のもの ② 小規模事業者(※3)は取得額の4%を助成 ③ SBT認定企業(※6)は当該設備の補助率を2%上乗せ ④ 助成限度額1,000万円
令和7年度 補助金の 申請方法	令和7年5月1日～6月30日に 申請書に関係書類を添えて、直接または郵送で申請(消印有効)

■申請手続きの流れ■

設備設置

(R6.1.2～R7.1.1)



補助金の申請

(R7.5.1～6.30)



現地調査
補助金の交付決定



補助金の交付請求



補助金の交付

※  申請者の手続きになります。

■用語の解説■

※1 高度化設備

技術の高度化及び経営の合理化を促進するため自ら事業所に設置した、生産、研究、開発又はデザインの用に供する機械設備の購入に要する経費であり、当該経費のうち、地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産の購入に要する設備をいう。

※2 中小企業

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する者をいう。

※3 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条に規定する者をいう。

※4 特定サービス事業

総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務機器器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業及び自然科学研究所に属する事業をいう。

※5 宇都宮市リーディング企業

宇都宮市リーディング企業支援事業に基づいて認定を受けた企業をいう。

※6 SBT認定企業

5年～15年先を目標として企業が温室効果ガス排出削減目標を設定し、パリ協定に整合する持続可能な企業であると国際的な認証機関である「SBTi」より認定を受けた企業をいう。

※「SBTi」は、世界自然保護基金(WWF)、国際的な環境非営利組織(CDP)、世界資源研究所(WRI)、国連グローバル・コンパクトの4者により運営。

■□■交付申請に必要な書類■□■

申請書類	(1)補助金交付申請書 (2)設置した設備の平面図又は配置図 (3)設置した設備の資産明細書 (4)設置した設備の領収書及びカタログ (5)会社概要を示す書類 (6)中小企業向けSBT認定企業の取得を証する書類の写し ※SBT 認定企業のみ (1)(3)(5)については所定の用紙があります。 これらは市のホームページからも取り出せます。 https://www.city.utsunomiya.lg.jp/sangyo/sangyo/chushokigyo/1006825.html
------	--

<お問い合わせ> 宇都宮市経済部商工振興課商工振興グループ
〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
TEL 028-632-2434
FAX 028-632-5420
E-mail u2310@city.utsunomiya.tochigi.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

8 働きがいも
経済成長も

